会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月12日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第2号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年岩手県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

(特地勤務手当に相当する報酬)

第6条 [略]

- 2 前項の場合において、月額基本報酬又は日額基本報酬を受 ける第1号会計年度任用職員の特地勤務手当に相当する報酬 については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め るところによる。
 - (1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項 の規定により算定して得られる額を162.75で除して得た額 に特地勤務公署において勤務する時間数を乗じて得た額
 - (2) [略]

(へき地手当に相当する報酬)

第8条 「略]

- 2 前項の場合において、月額基本報酬又は日額基本報酬を受 2 前項のへき地手当に相当する報酬の額について、第1号会 ける第1号会計年度任用職員のへき地手当に相当する報酬に ついては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項 の規定により得られる額を162.75で除して得た額にへき地 学校等において勤務する時間数を乗じて得た額
 - (2) [略]

(特別休暇)

第26条 [略]

- 「略]
- 3 特別休暇(勤務時間等規則第12条第3号から第5号まで、 第7号、第11号から第13号まで、第16号、第18号、第19号及 び第21号に規定するものに限る。) については、その勤務し ない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を 減額する。

(特地勤務手当に相当する報酬)

第6条 [略]

- 2 前項の特地勤務手当に相当する報酬の額について、第1号 会計年度任用職員(月額基本報酬又は日額基本報酬を受ける 第1号会計年度任用職員に限る。) の勤務条件の特殊性によ り前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところよる
 - (1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項 の規定により算定して得られる額を当該第1号会計年度任 用職員の1月当たりの平均勤務時間数で除して得た額に特 地勤務公署において勤務する時間数を乗じて得た額
 - (2) [略]

(へき地手当に相当する報酬)

第8条 「略]

- 計年度任用職員(月額基本報酬又は日額基本報酬を受ける第 1号会計年度任用職員に限る。) の勤務条件の特殊性により 前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところよる。
- (1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項 の規定により得られる額を当該第1号会計年度任用職員の 1月当たりの平均勤務時間数で除して得た額にへき地学校 等において勤務する時間数を乗じて得た額
- (2) 「略]

(特別休暇)

第26条 [略]

- 「略]
- 3 特別休暇(勤務時間等規則第12条第4号、第5号、第7号 、第11号から第13号まで、第16号、第18号、第19号及び第21 号に規定するものに限る。) については、その勤務しない1 時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額す る。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。